

令和 5 年度 税制改正に関する意見

令和4年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 北野 嘉久

令和 5 年度 税制改正に関する意見

日本鉄鋼業は、地球温暖化問題を最重要課題と位置づけ、我が国の 2050 年カーボンニュートラルという野心的な方針に賛同し、これに貢献すべく、ネットゼロカーボン・スチールの実現に向けて、果敢に挑戦している。岸田政権における骨太方針 2022 においても、グリーントランスフォーメーション(GX)について、「脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速」し、「国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する」とされたところである。

我が国の成長に資する GX に向け、税制については、カーボンニュートラルにチャレンジする企業の研究開発および設備投資等を後押しする施策が求められる。このような観点から、令和 5 年度税制改正では以下の項目を要望する。

なお、カーボンニュートラルの実現に向けて、グローバルな企業の変革競争が激化する中、新たな経済社会における我が国企業の国際競争力を確保する国際的イコールフットイングの観点から、我が国企業の実質的な税負担の適正化にも取り組む必要がある。具体的には、法人実効税率を、国際的な最低税率の合意レベルも勘案し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえ、25%程度へ着実に引下げるとともに、税収中立の制約の下で拡大された課税ベースについても本来あるべき姿に戻すことが必要である。

《重点要望項目：2050 年カーボンニュートラル実現に向けた施策》

◎ 炭素税、排出量取引制度はカーボンニュートラルのための選択肢の開発を妨げる

当連盟は、「我が国の 2050 年カーボンニュートラルに関する日本鉄鋼業の基本方針(2021 年 2 月)」において、我が国の 2050 年カーボンニュートラルという野心的な方針に賛同し、これに貢献すべく、水素還元製鉄など極めてハードルの高い技術開発を含め、あらゆる手段を組み合わせ複線的に推進する方針を示している。

足元では、鉄鋼各社による「グリーンイノベーション基金 製鉄プロセスにおける水素活用プロジェクト」の下、具体的な革新的技術に関する研究開発が始動している。

革新的技術の実現、ひいてはカーボンニュートラルの実現に向けては、既に国際競争化しつつある技術開発を他国に先駆けて進めることはもちろん、技術が確立した後は、カーボンフリーの電力や水素の供給や CCUS 等の社会インフラの整備を前提に、巨額に上ることが見込まれる生産プロセスの実装にまでいち早く到達する必要がある。

現時点において、カーボンニュートラルのための技術の選択肢がない鉄鋼業においては、炭素税や排出量取引制度は、技術開発や設備投資の原資を奪うなど、イノベーションを阻害するのみならず、鉄鋼業、ひいては日本製造業全体の国際競争力に甚大な影響を及ぼす。

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野の一つにグリーントランスフォーメーション(GX)が挙げられた。この中で、今後 10 年間に 150 兆円超の投資を実現するために、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する

効果を持った「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化・最大限活用と、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」による政府資金の先行調達・複数年度にわたる予見可能な形での投資支援の実施を一体で検討する方針が示された。

一方、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した国際的なエネルギー事情の悪化は、我が国のエネルギー需給にも多大な影響を及ぼしている。LNG、石油、石炭等の一次エネルギーの価格高騰はもとより、二次エネルギーである電気については価格のみならず、電力インフラの老朽化、新規電源投資の停滞、原子力発電再稼働の遅滞といった構造的問題もあいまって、社会経済活動の維持に不可欠な安定供給についてさえ、足元のみならず中長期的にも不透明な環境にあり、脱炭素の有力な手段である電化に向けた投資を妨げる懸念が高まっている。エネルギー政策の基本であるS+3E（安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）について、安定供給、経済効率性が大きく棄損されバランスが崩れていることが指摘されている。

こうした状況下、追加負担となるカーボンプライシング施策は、エネルギーコストの上昇や、今後必要となる火力発電を含めた電源整備の停滞など、既に毀損されているS+3Eのバランスの立て直しを阻害することが懸念される。

なお、令和5年度税制改正大綱において、イノベーションの阻害に繋がり、S+3Eのバランスの立て直しを阻害する施策導入の可能性を示唆することは、「経済財政運営と改革の基本方針2022」で企図する予見可能な形での投資支援とは真逆のシグナルとなることから、炭素税や排出量取引制度の導入を前提とした何らかの方向付けを行うべきではない。

◎ 地球温暖化対策のための税の廃止

前述の通り、我が国のエネルギーコスト、電力の安価安定供給に関する将来にわたる不透明感は、脱炭素に向けた企業行動を阻害しかねない状況にある。

地球温暖化対策税は、エネルギーコストを上昇させ、電化を含めたイノベーションを阻害する施策に他ならず、成長志向型のカーボンプライシングとは言えない。そもそも、本税の導入に際しても「成長に資する」こととの関係についての議論はなく、導入後も本来行われるべき政策効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

◎カーボンニュートラルに資する研究を含む研究開発促進税制の拡充

カーボンニュートラルの実現には、今までとは全く異なる次元の技術が必要とする。特に、鉄鋼業において、キーとなる水素還元製鉄法は、現在の高炉法とは全く異なる製鉄プロセスであり、各国でも開発の途についたばかりの極めて野心度の高い、非連続的な技術開発となる。その推進には、企業努力に加え、研究開発促進税制による後押しが必要不可欠である。

一方、リーマンショック後、日本の研究開発投資は長期にわたり停滞し、その後のイノベーション力の低下につながったとの指摘もある。今後、カーボンニュートラル実現に向けた企業の研究開発投資マインドを後押しし、長期・安定的に行われる研究開発をサポートする観点から、税制面でも、さらなる支援が欠かせない。その観点から、研究開発税制が実効性を持つものとなるよう、平成 27 年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活や税額控除割合や同限度額を国際的に優位な水準に見直す必要がある。

さらに、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑み、少なくとも、広く、カーボンニュートラルに資する研究開発に対する支援措置を即時に拡充すべきである。

◎カーボンニュートラルに資する設備を含む償却資産に対する固定資産税の廃止

カーボンニュートラルの実現には、企業による積極的な設備更新や新規設備投資が継続して行われることが必要である。鉄鋼業界におけるゼロカーボン・スチール実現においては、製鉄プロセスの脱炭素化が必須であり、現行プロセスの入れ替えに伴う多大な設備投資が必要不可欠となる。

一方、償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっており、カーボンニュートラル実現に向けた企業の設備投資意欲にも逆行するものである。極めて限定的な軽減措置が導入されているが、わが国の産業全体の国際的なコスト競争力の観点からは不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中で受益と負担のアンバランスな関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止すべきである。しかしながら、コロナ対応等の影響を受けた地方税財政を取り巻く状況から、すぐには、その実現が困難な場合は、評価額の最低限度額5%を国税における減価償却制度の取扱いに合わせて廃止し、評価額をゼロまで減額できるようにすべきである。

ただし、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑み、少なくとも、これらに関連し新規に取得した償却資産に係る固定資産税については、即時に免税とすべきである。

《その他の要望項目》

○国際課税における国際協調体制への取組みと実務負担等も考慮した国内法制の整備

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、OECD等において国際課税制度の見直しが検討され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められてきた。その執行及び見直しにあたっては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないと

いう視点が重要である。併せて、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20 以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠であることから、約 130 ヶ国が参加している BEPS 包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要があることには変わりがない。

また、2021 年 10 月に OECD/G20 で合意された、デジタル経済における課税原則の見直しおよび国際最低法人税率については、その具体的な国内法制化にあたり、海外を含む日本企業の事業の実態や将来のビジネス展開などを考慮し、目的外の増税や二重課税とならないよう、また、各国での取扱いを整合的なものとし、制度の複雑化を回避し、納税者にとって過度な事務負担とならないよう、執行時期の見直しを含め、十分な配慮が必要である。

併せて、国際課税に係る国内法制については、上記のほか、以下の 3 点を要望する。

- ・海外子会社合算税制については、最低法人税率の国際合意を踏まえた措置との整合性に配慮しつつ、簡素化を図るべきである。
- ・外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行 3 年→10 年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の適正化を図るべきである。
- ・移転価格税制の対象となる国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、現行 50% 以上の資本関係から 50% 超の資本関係へと見直すべきである。

○非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。また、地方自治体が条例により負担水準を 60% まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。

令和 3 年度税制改正で据置特例措置を含む負担調整措置は 3 年間延長され、令和 4 年度改正でも時限的な負担緩和措置が図られたが、上記の状況を踏まえ、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するため、税負担の適正化を図る観点から、条例減額制度での限定的な対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60% へ速やかに引下げるべきである。

○退職給付に係る税制の整備

人生 100 年時代において、働き方やライフコースが多様化する中、働き方や給付の種類によって有利・不利が生じない中立的な税制のあり方について、議論が進められている。その中で、退職給付に係る税制については、雇用や退職給付の在り方だけでなく、個人の生活設計にも大きく影響するため、より慎重に検討する必要がある。

また、少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は、平成 11 年度より適用が停止され、その後も適用停止措置が繰り返し延長され、今日に至っている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

○特定事業用資産の買換えの課税の特例(4号買換え)の延長

長期に所有する土地等から別の土地等への買換え特例(4号買換え)は資産の有効活用を図るための制度であり、企業の事業再構築、戦略的投資に資する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。一方で、制度の対象範囲は、継続的に縮小されてきており、活用事例も減少傾向にある。

事業環境の変化に対応し、国内において事業を継続する上で、スクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている本買換え制度はその重要性・有効性を鑑み、あらためて、対象範囲を元に戻すなどした上で延長すべきである。

- ・ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の延長・拡充等
- ・ 行政手続のデジタル化推進等を背景とした登録免許税および印紙税の抜本的見直し
- ・ 土地の売買に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入

以上